

熊バス協発第246号

平成29年10月1日

指導者 様

保護者 様

(一社) 熊本県バスケットボール協会
会 長 片岡 昭文

公 印 省 略

熊本県ミニバスケットボール連盟
会 長 岩下 佳史

公 印 省 略

熊本県ミニバスケットボール連盟平成31年度以降の登録・移籍規定について（通知）

秋涼の候、皆様方におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から本連盟の活動に対し多大なるご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、皆様もご存知のとおり、熊本県では平成31年度から小学校の運動部活動が社会体育へと移行されます。各郡市・各学校においては、地域と連携しながら子どもたちの健全育成のため、適正なスポーツ環境の整備が進められているところであります。本連盟でも、「バスケットボールを通じて、地域とともに子どもたちを育てる」という理念のもと、部活動に替わる受け皿となるチームの在り方について検討を重ねてまいりました。

さらには、運動部活動の社会体育移行を2年後に控えた今、本連盟が指導者及び保護者の皆様にご協力いただき、子どもたちの適正なスポーツ活動を支援していくためにも必要であるという結論に達しました。

つきましては、九州各県の登録状況、並びに、全九州ミニバスケットボール大会参加資格要件等を熟慮したうえ、別紙のとおり熊本県ミニバスケットボール連盟登録規定を策定しました。本登録規定を平成31年度から完全施行するとともに、皆様方におかれましては、この規定の内容をご理解のうえ、各郡市連盟の指導・助言の下、平成30年度中に規定に沿ったチーム作りを進めていただきたく存じます。

平成31年4月1日からの完全施行に向け、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

(別 紙)

熊本県ミニバスケットボール連盟 平成31年度以降の登録・移籍規定について

【個人登録規定】

- 1 支部を越えての登録は、これを認めない。
- 2 選手は、各支部連盟の指導・助言の下、次に示す順序に従って所属できるチームを求め、決定するものとする。
 - (1) 自身の小学校区にチームがある場合は、必ずそのチームに所属する。
 - (2) 自身の小学校区にチームが存在しない場合は、同一中学校区内にあるチームに所属する。
同一中学校区内にチームが複数存在する場合には、その中から所属するチームを選択できることとする。
 - (3) (2) でもチームが存在しない場合は、隣接する中学校区内の最も近いチームに所属することとする。(ただし、支部を越えての所属は認めない。)
 - (4) (3) でもチームが存在しない場合は、その隣接する中学校区にさらに隣接する中学校区内に存在する最も近いチームに所属することとする。(ただし、支部を越えての所属は認めない。)
- 3 選手は、2によって決定した所属チームで、小学校を卒業するまで活動するものこととする。
(移籍規定参照)
- 4 次にあげる場合は、特別な措置を講ずることとする。
兄妹・姉弟にあって2に挙げた順にチームを求めた結果、所属できるチームが異なってしまいう場合は、2の規定に関わらず同一のチームに所属することを認める。ただし、この場合においても卒業までそのチームに所属することとする。

【移籍規定】

- 1 支部を越えての移籍は、これを認めない。
- 2 年度替わり及び年度途中の移籍は、これを認めない。
- 3 1, 2の規定にかかわらず、以下の場合は特例として移籍を認める。ただし、移籍先チームの選択は、個人登録規定に則って行わなければならない。
 - (1) 該当選手の生活の本拠が、該当選手の転校を伴う転居をした場合。
 - (2) 該当選手の所属チームが、選手数の減少等のやむを得ない理由で解散・消滅した場合。
 - (3) その他、熊本県ミニバスケットボール連盟登録規定検討委員会で審議し、これを認めたとき。
- 4 上記規定に違反し移籍を行った者は、移籍先のチームにおいて(6月1日の登録完了日を起点とする)6カ月の間、熊本県ミニバスケットボール連盟が主催及び推薦する全ての大会へ

の出場を認めない。

- 5 自身の所属するチーム以外に、個人登録規定に示された「より近い地域」に新たなチームが立ち上げられた場合は、現チーム・新チームのいずれに所属するかを選択することができる。

【チーム登録規定】

- 1 4校規定の如何に関わらず登録し活動することを認める。ただし、熊本県ミニバスケットボール連盟が主催及び推薦する大会への参加については、原則4校以内の個人登録規定に則った選手だけで構成されたチームにのみ、これを認める。
- ※ 個人登録規定(1)～(4)に則っていながらも、5校以上で構成されたチームについては、登録規定委員会で審議の上、大会への参加ならびに九州大会及び全国大会への推薦を認めることもある。
- 2 1小学校区で登録できるチームは1チームのみとする。既にチームが存在する小学校区で、2チーム目を立ち上げ登録することは、これを認めない。ただし、学校部活動から社会体育へ移行登録されるチームを優先する。
- 3 各チームは、登録に当たりチームの所在地及び中学校区について、各支部連盟を通じ、本連盟に報告しなければならない。登録後の所在地及び中学校区の変更は、これを認めない。尚、所在地とはチームが主に活動する場所をさすものとする。(主に活動する場所が複数になる場合は、登録段階で1ヶ所を決定し、報告すること)
- 4 各チームは、活動する全選手を登録しなければならない。ただし、他チームで既に登録している選手については、この限りではない。
- 5 1チームが複数のチームに分かれて登録することは、上記2により原則これを認めない。ただし、登録規定委員会で審議の上、認めることもある。

※上記全ての規定は、平成31年4月1日から施行するものとする。